

福井県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

福井県監査委員	力野	豊
同	長田	光広
同	江川	権一
同	伊藤	和弘

福井県知事からの措置報告

1 総務部

監 査 対 象 機 関	福井県税事務所
監 査 結 果 報 告 年 月 日	令和3年3月9日
監 査 の 結 果	<p>1 県税相談室において現金を領収した際に、納付書兼領収済通知書および原符兼払込金受領証を紛失していた。</p> <p>2 県税相談室において収納した現金について、収納金額の集計を誤り、指定金融機関への払込時に差額分について釣銭用現金を充当し、後日修正していた。</p>
措 置 の 内 容	<p>1 納付書兼領収済通知書および原符兼払込金受領書については、現金の収納業務を行う職員とは別の職員が取り扱い、他の書類等が混入しない所定の場所で厳格に保管することを徹底した。 また、全ての県税相談室職員を対象に、新たに窓口業務研修会を開催し、マニュアル遵守の徹底を指導した。</p> <p>2 収納した現金額の確認については、必ず複数の職員で行うとともに、公金の出納に携わる職員としての自覚の向上および適正な県税収納事務の徹底を指導し、再発防止に努めた。</p>

2 地域戦略部

監 査 対 象 機 関	嶺南振興局（若狭）
監 査 結 果 報 告 年 月 日	令和3年3月9日
監 査 の 結 果	<p>1 公用車の事故（物損1件）および損傷により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 122,406円 修繕費 135,130円、96,459円）</p>
措 置 の 内 容	<p>1 交通法規を遵守するとともに、交差点進入時や駐車時における周囲確認など、常に細心の注意を払い安全運転に努めるよう職場連絡会議や各所属長を通じて全職員に周知徹底した。</p>

監 査 対 象 機 関	生活学習館
監 査 結 果 報 告 年 月 日	令和3年3月9日
監 査 の 結 果	<p>1 自動販売機設置場所貸付料の調定が著しく遅れていた。</p>
措 置 の 内 容	<p>1 歳入調定・収納のチェックリストを作成して、所属長、出納員、会計員等複数人により厳格にチェックすることを相互に確認した。</p>

3 交流文化部

監査対象機関	恐竜博物館
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 前回監査において指導された公有財産等定期報告における重要物品の数量および金額の誤りについて、是正していなかった。 2 不注意によりパソコンを損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 126,360円)
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 指摘された誤りについては、関係課に速やかに協議し、是正措置についての指示を受け、次年度報告で修正するとともに、再発防止のため、報告時には複数職員で再度確認し、正確を期すこととした。 2 全職員に対して、パソコンをはじめとする事務機器の取扱いについて、細心の注意を払うよう周知徹底した。

監査対象機関	美術館
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅費の全部または一部に相当すると認められる額が、旅費以外の県の歳出予算科目から支出される場合には、その額に相当する額の旅費は支給しないこととなっているが、昨年度に引き続き、情報交換会経費を公費負担した場合において、旅費の減額調整を行わなかったため、2件3,900円の過大支出となっていた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 過大支出された過年度分の旅費については、速やかに是正処理を行った。旅費の全部または一部に相当すると認められる事例を職員間で再度確認するとともに、今後は復命書により情報交換会の内容(経費の額等)を複数職員でチェックする体制に改めた。

4 産業労働部

監査対象機関	福井産業技術専門学院
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳に登録する際に金額を誤っていた。また、公有財産等定期報告も誤っていた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 備品を取得する場合は、物品購入調書決裁時に支出書類等との突合を複数人数で行うことを徹底した。 また、公有財産等定期報告時にも再度、同様の確認を行い、再発の防止に努めることを徹底した。

5 農林水産部

監査対象機関	丹南農林総合事務所
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故（人身1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 1,461,071円）
措置の内容	1 全職員に対して、安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう所属長から注意喚起を行った。 また、警察署の交通課長を講師とした交通安全講習会を2回開催し全職員が受講、さらに越前警察署・越前安全運転管理者協議会主催の「事業所別無事故・無違反コンクール」に全職員を参加者として申込みを行うことにより交通安全意識の向上を図り、事故防止に努めている。

監査対象機関	農業試験場
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 戻入処理すべき当該年度支出に係るトマト・キュウリサミット参加費の返還金について、歳入調定し、雑入で受け入れていた。
措置の内容	1 前金払の支出において返還金が生じた場合は、戻入処理すること（歳入処理ではないこと）を複数職員で再確認した。

6 土木部

監査対象機関	福井土木事務所
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 486,000円 修繕費 99,869円） 2 道路占用料について、調定が著しく遅れているものがあつた。 3 昨年度に引き続き、県証紙および収入印紙について、郵便切手類出納簿への登記を行っていなかった。 4 電話交換設備保守委託において、電話設備の更新を行ったにもかかわらず、新たな契約を締結せずに旧機器の保守契約に基づく保守を行っていた。
措置の内容	1 自動車の安全運転と交通法規遵守を徹底するよう日々職員に対して注意声掛けし、職員の安全運転の意識向上を図った。 また、福井警察署交通課の指導の下、安全運転講習会を実施し、全職

	<p>員に受講させるとともに、所内定例会においても安全運転の励行を繰り返し呼びかける等、交通事故の防止に努めた。</p> <p>2 道路台帳を再整理し、複数名で調定業務を行う等、再発防止策を講じた。</p> <p>3 県証紙や収入印紙も郵便切手同様、現金等と取扱いが同等であり、即日使用する場合も郵便切手類出納簿への登記を行うことを徹底するとともに、物品明細での再確認を行うなど再発防止策を講じた。</p> <p>4 設備等の更新時には、保守契約をはじめ関連する契約内容に齟齬を生じる箇所がないかをあらかじめ確認する必要があることを周知徹底した。</p>
--	---

監査対象機関	三国土木事務所
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、道路占用料について、誤って調定し還付したため、還付加算金3,723円が発生していた。</p> <p>2 道路占用料および河川占用料について、調定が著しく遅れているものがあつた。</p> <p>3 昨年度に引き続き、工事に関する契約において、契約期間を延長したにもかかわらず、履行保証内容変更契約が遅れたため、保証が適用されない期間が生じていた。</p>
措置の内容	<p>1 占用料算定において、管理用地課の道路占用・河川占用担当者によるクロスチェックの徹底を図るとともに、占用料に係る単価や数量の根拠資料を起案文書に添付、計算過程を明示し、関係課の複数職員での確認を強化する。</p> <p>2 大口占用者との占用案件の確認を定期的に行い、占用に係る変更・修正漏れが生じないように徹底を図る。</p> <p>3 各事業課において工期末1か月前に工期延長の有無について確認を徹底するとともに、総務課から保証契約を各課に通知し、工期延長手続にあわせて保証契約延長を行うよう受注者に徹底を図る。</p>

監査対象機関	奥越土木事務所
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、工事に関する契約において、契約期間を延長したにもかかわらず、履行保証内容変更契約が遅れたため、保証が適用されない期間が生じていた。</p>

措置の内容	<p>1 経理担当職員、総務グループリーダーが、再度、契約締結や履行保証の重要性について財務規則等を基に研修を行った。</p> <p>経理担当者が、当初契約の時に履行保証書のコピーなどを工事監督職員に渡して情報を共有し、変更執行伺の決裁時に、総務課の複数職員で再度、契約保証の内容を確認することとした。</p> <p>変更執行伺を工期が終了する2週間前に起案決裁することとし契約期間に遅れないよう変更契約することを徹底した。</p>
-------	--

監査対象機関	嶺南振興局敦賀港湾事務所
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 昨年度に引き続き、収入印紙について、郵便切手類出納簿への登記を行っていなかった。
措置の内容	<p>1 登記されていなかった収入印紙については登記を行った。</p> <p>今後は、収入印紙の購入および消費後ただちに郵便切手類出納簿の登記を行い、その際は複数職員で財務会計システムの画面を確認し、その後出力することとした。</p> <p>また、支払時に郵便切手類出納簿を支出命令書と同時に決裁することにより、複数職員での確認を徹底している。</p>

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	図書館
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、歳入徴収業務委託契約において、契約締結後の公告を行っていなかった。</p> <p>2 大判インクジェットプリンターの購入において、5年間の出張保守料金については、長期継続契約を締結すべきところ、物品購入とあわせて一括で支払っていた。</p>
措置の内容	<p>1 歳入徴収業務委託契約においては、支出負担行為書を起案する段階で契約締結後の公告についても、速やかに起案を行うよう徹底する。また、内部監査の所属独自取組としてチェック体制の強化を図る。</p> <p>2 機器類の備品購入契約においては、保守に係る取扱いについて、複数職員で確認を行うよう徹底する。</p>

監査対象機関	奥越高原青少年自然の家
監査結果報告年月日	令和3年3月9日

監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動販売機設置場所貸付料の調定が著しく遅れていた。 2 昨年度に引き続き、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていなかった。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 税率の変更等があったときは、歳入、歳出問わずに影響を及ぼすものを確認し、同様の誤りが起きないようにする。 2 出納員等が確認すべき書類を十分に把握し、今後はより慎重に確認書類のチェックを行うことで誤りを防止する。

監査対象機関	三方青年の家
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 4年連続して、領収した現金について、指定金融機関への払込みが遅れていた。 2 昨年度に引き続き、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていなかった。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 定例的な現金処理について、出納員が全職員に会計研修を実施し、規則等の遵守を徹底した。また、再発防止のため、引き続き、出納員または臨時出納員が開所日の午後2時に金庫内の確認作業を行い、金融機関への払込手続が遅れないよう徹底した。 2 所長・出納員だけでなく、臨時出納員を含め、3人による再照合を徹底した。

監査対象機関	羽水高等学校
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 昨年度に引き続き、新たに取得した備品および工事により取得した備品について、備品台帳に登録していなかった。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 備品の登記を行うとともに、財務規則における備品の取扱いについて再確認した。また、支出命令書の決裁時に物品購入調書等の添付を必ず行い、備品台帳の登記を複数職員で確認するようにした。

監査対象機関	福井商業高等学校
監査結果報告年月日	令和3年3月9日

監査の結果	1 ストープ煙突取付・取外作業において、契約金額に変更があったにもかかわらず、請書の変更を行っていなかった。
措置の内容	1 契約金額の変更の際には、変更請書が必要であることを周知した。決裁時に複数職員でのチェックを行い、適正な執行に努めている。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	福井警察署
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金、修繕費およびレッカー代の支払が発生していた。 （損害賠償額 43,755円、594,490円 修繕費 90,596円、97,680円 運搬費 19,800円）
措置の内容	1 交通事故を起こした職員に対しては、上司による交通事故再発防止に向けた本人の意識確認および交通事故防止教養を実施したほか、警察車両運転技能認定確認検査を受検させ再発防止を図った。 署員に対しても、毎朝点検時に天候や交通環境等に応じた運転時の注意事項を繰り返し指示した。また、交通事故防止に係る教養資料のイントラネットへの掲示や、全署員による交通事故防止に向けたレポートの作成等を通じ、安全運転に対する意識向上を図っている。

監査対象機関	福井南警察署
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 70,400円、45,085円、30,800円 修繕費 154,968円、91,861円）
措置の内容	1 交通事故を起こした職員に対しては、同乗指導や道路交通法の遵守のための教養等を実施し、再発防止を図った。 また、署員に対しても、交通事故防止に関し、幹部会や毎朝点検等、あらゆる機会を通じて道路交通法や「福井南警察署安全運転6則」の遵守、天候や交通環境等に応じた具体的な運転方法等の交通事故防止対策等を指示して、安全運転に対する意識向上を図っている。

監査対象機関	あわら警察署
--------	--------

監査結果 報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 29,700円）
措置の内容	1 交通事故を起こした職員に対しては、車両運転時における安全確認および注意事項について指導教養し、再発防止を図った。 また、全署員に対しては、招集日や毎朝点検等あらゆる機会を通じて、交通法規の遵守、環境に応じた運転方法を指示し、交通事故・違反防止意識高揚を目的とした意識付けのための取組を実施するなど適切な運行管理を図っている。

監査対象機関	坂井警察署
監査結果 報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 証紙収納報告がされていなかったものがあり、令和元年度歳入決算額を48,000円過少に計上していた。 2 公用車の事故（物損3件）により、公用車を廃車せざるを得なくなっていた。また、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 56,065円 修繕費 200,574円）
措置の内容	1 事務担当者に対し、申請等があった場合の証紙の取扱いに関する事務手続について、指導・教養を行った。 また、許認可事務を管理するシステムに、新たに証紙の処理状況が確認できる機能が追加されたため、処理状況の入力および複数人による確認を徹底することにより、再発防止を図っている。 2 交通事故を起こした職員に対しては、事故発生原因に応じた運転技能指導・教養を行い、再発防止を図った。 また、署員に対しては、毎朝点検等において具体的な交通事故防止対策の指示を行うとともに、署前駐車場において車両を使用した事故発生時の検証や運転技能教養を行い、交通事故の再発防止を図った。

監査対象機関	鯖江警察署
監査結果 報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 80,234円）

措置の内容	<p>1 事故当事者に対しては、車両乗降時における安全確認および注意事項について指導教養し、再発防止を図った。</p> <p>また、全署員に対しては、毎朝点検等の機会を通じ、「鯖江警察署安全運転6則」の遵守、特に後退時における降車誘導の徹底を指示し、意識醸成および交通事故防止を図っている。</p>
-------	---

監査対象機関	敦賀警察署
監査結果報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 204,832円、54,285円)</p>
措置の内容	<p>1 交通事故を起こした職員に対しては、運転技能に関する指導を実施し、安全運転意識および運転技能を高めさせて交通事故の再発防止を図った。</p> <p>また、署員に対しては、交通事故防止に向けた応問の実施や運転技能診断検査員に指定した警察職員による同乗指導を行ったほか公用車は複数人での乗車を原則とするなど、安全運転に対する意識向上を図っている。</p>